

公 告

下記の特定制務の調達について、一般競争入札を行うので、静岡市の物品等又は特定制務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）第3条の規定に基づき公告する。

令和5年10月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

記

1 入札執行者

静岡市公営企業管理者 森下 靖

2 担当部局

〒420-0035 静岡県静岡市葵区七間町 15 番地の 1
静岡市上下水道局下水道部下水道施設課
電話番号 054-270-9238

3 競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和6年度 下施委 第501号 清水北部浄化センター脱水汚泥収集運搬・処分業務

(2) 施行場所

静岡市清水区横砂地内 清水北部浄化センター

(3) 業務概要

浄化センターの処理過程で発生する脱水汚泥を収集運搬し、処分（有効利用）する業務

ア 収集運搬業務 10 t 車程度（産業廃棄物収集運搬車）

脱水汚泥 1,700t/年

予定搬出日数 189日（週3日程度、日当たり1回搬出）

（日曜日、祝日、年末年始（12月29日から
1月3日まで）は、除く。）

搬出時間 8時30分から15時までの間で1回

イ 処分業務 肥料等として有効利用すること。

(4) 施行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から入札執行日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月15日法律第137号。以下「廃掃法」という。)第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業(品目:汚泥)の許可を受けている者(以下「処分業者」という。)であること。
- (4) 廃掃法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業(品目:汚泥)の許可を受けている者(以下「収集運搬業者」という。)又は上記(1)、(2)の条件を満たした収集運搬業者と業務の提携ができる者であること。なお、当該業務を行う区域を管轄する都道府県等から同許可を受けていること。
- (5) 本入札参加要件のすべてを満たす処分業者が収集運搬業者と提携して入札に参加する場合、処分業者は、入札書の提出、収集運搬金額の入札書への転記及び契約に関する書類の受け渡しに関して、権限を委任されていること。
- (6) 処分業者は、平成26年度以降に1年以上、下水道法(政府調達に関する協定の加盟国において、当該国における下水道法に該当する法律を含む。)に基づく終末処理場から発生する脱水汚泥(日量10t程度)を肥料等として有効利用した実績があること。
- (7) 産業廃棄物処分許可施設が、廃掃法第15条における産業廃棄物処理許可該当施設である場合は、同法第21条に基づく技術管理者の資格を有する者を配置すること。
- (8) 静岡市の下水汚泥処理業務に係る競争入札参加資格者として認定されている者であること(入札参加資格確認申請書の提出期限までに競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、かつ、入札執行日において、静岡市の下水汚泥処理業務に係る競争入札参加資格者として認定されている者を含む。)

5 この入札の対象者

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することはできない。

- (1) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるもの
- (2) 入札参加資格確認申請日から入札執行日まで静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中である者

(3) 次のアからエまでに掲げるものは、それぞれその組合員又は構成員と同一の入札に参加することはできない。

ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会

ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

エ 法人以外の共同受注を行う団体

6 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和5年10月31日（火）から令和5年11月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 交付場所

〒424-0031 静岡県静岡市清水区横砂 408 番地の 15
清水北部浄化センター
電話番号 054-364-0011

(3) 交付方法

無償で直接交付する。

(4) 交付の特例

郵送による交付を希望する者は、郵券を貼付した返信用封筒を同封の上、入札説明書請求の旨を記した文書で2の担当部局あて入札説明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求は、令和5年11月10日（金）午後5時までに到達しなければならない。

7 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出すること。

(1) 提出期間

令和5年10月31日（火）から令和5年11月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料

(3) 提出場所

上記6(2)に同じ。

(4) 提出方法

持参

8 入札参加資格確認申請に併せた競争入札参加資格の認定

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出時において、競争入札参加資格の認定のための申請を行っていない者は、競争入札参加資格の認定について申請することができる。この場合において認定を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書を7(1)の提出期間に、静岡市財政局財政部契約課(静岡県静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎10階)へ持参により提出すること。7(1)の提出期間内に競争入札参加資格審査申請書を提出しない場合は本件入札に参加することはできない。

なお、提出の際に、本件入札への参加を検討していることを契約課担当者に伝えること。

- (2) 前号の申請書はホームページ (https://www.city.shizuoka.lg.jp/908_000006.html)、契約課の窓口又は契約課宛に郵送により入手することができる。

【契約課】 〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市財政局財政部契約課企画係
電話番号054-221-1346

9 入札手続等

(1) 入札方法

1 t 当たりの単価で行う。

(2) 入札執行日時

令和5年12月11日(月) 午後3時30分

(3) 入札の場所

静岡県静岡市清水区横砂408番地の15 清水北部浄化センター 会議室

(4) 郵送による入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年12月8日(金) 午後5時(電送による入札は認めない。)

イ 送付先

上記6(2)に同じ。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 調査基準価格

なし

(7) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9) 再度入札の日時及び場所

開封の結果、予定価格の範囲内に達した入札のないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っているときは、直ちに再度の入札を行う。

その他のときは、以下に定める日時において再度の入札を行う。

ア 令和5年12月18日（月）午後3時30分

静岡県静岡市清水区横砂408番地の15 清水北部浄化センター 会議室

イ 郵送による入札書の受領期限及び送付先

(ア) 受領期限

令和5年12月15日（金）午後5時（電送による入札は認めない。）

(イ) 送付先

上記6（2）に同じ。

(10) 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡市上下水道局下水道部下水道施設課（電話：054-270-9238）とする。
- (3) 落札決定から契約締結までに、暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものであることが判明した場合には当該落札決定を取り消し、契約を締結しない。
- (4) この業務に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この業務に係る翌年度以降の予算の減額又は削除があったときは、静岡市は、この契約を変更又は解除することができる。

(5) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Service Commissioned:

Transport and utilization of dehydrated sludge from Shimizu Hokubu Sewage Treatment Center

(2) Term of Contract:

From April 1, 2024 to March 31, 2025

(3) Date and Time of Tender:

Monday, December 11, 2023, 3:30 p.m.

(4) Department in charge:

Sewerage Facility Division, Sewerage Department, Water&Sewerage Bureau, Shizuoka City

15-1 Shichikencho, Aoi-ku, Shizuoka City, Shizuoka Prefecture, 420-0035, Japan

Tel: 054-270-9238